

## 令和8年3月の仙台塩釜港で発生した重油流出事故による被害に対する漁業 経営サポート資金の適用の変更について

令和8年3月の仙台塩釜港で発生した重油流出事故について、漁業経営サポート資金が適用される災害として指定（以下「指定災害」という。）し、被害を受けた漁業者に対して資金繰りの支援を行っているところですが、養殖業者等の漁業経営の維持及び安定に向けて引き続き支援が必要であることから、下記のとおり漁業経営サポート資金の指定災害を変更し、受付期間を延長しますので、御利用を希望される場合は取扱金融機関の窓口までご相談ください。

### 記

- 1 対象者** 指定災害等によって漁業経営に影響が生じていることを融資機関が認めた漁業者
- 2 資金使途** 漁業経営の維持及び安定を図るために必要な運転資金
- 3 貸付条件**
  - (1) 貸付限度額 500万円又は指定災害等による漁業被害額のいずれか低い額
  - (2) 貸付利率 原則、無利子（対象者の状況により0.725%）
  - (3) 償還期間 2年以内（うち据置期間1年以内）
- 4 受付期間** 令和8年4月16日（木）から  
令和8年8月31日（月）まで（変更前：令和8年6月30日（火）まで）  
※貸付は令和8年9月30日（水）までに実行  
（変更前：令和8年7月31日（金）まで）
- 5 取扱金融機関** 東日本信用漁業協同組合連合会

※ 本資金を借り入れる場合には事前に金融機関による審査を受ける必要があります。

※ 別途、宮城県漁業信用基金協会への保証料が必要になる場合があります。詳細は金融機関に御相談ください。

### 6 お問い合わせ先

- 宮城県 水産業振興課企画推進班 (☎ 022-211-2935)  
仙台地方振興事務所水産漁港部水産振興班 (☎ 022-365-0192)  
東日本信用漁業協同組合連合会 宮城支店 (☎ 0225-21-5715)

以上